

■様式2で決定した防災体制確立の判断を行うために、収集する情報内容、収集方法、施設内の情報伝達経路を決定する。

事例集p17

5. 情報収集・伝達  
(1)情報収集

①防災情報の収集方法を決定する

■収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ(地上デジタル放送の「dボタン」を活用) ラジオ インターネット ・気象庁HP・地方気象台HP
洪水予報・河川水位	インターネット ・茨城県河川情報システムの情報 市内河川の水位到達情報発表状況、水位観測所の水位等を確認 ・国土交通省「川の防災情報」
土砂災害警戒情報	テレビ(地上デジタル放送の「dボタン」を活用) インターネット ・茨城県土砂災害警戒情報システムの情報 ・気象庁HP
避難情報 ・避難準備・高齢者等 避難開始 ・避難勧告 ・避難指示(緊急)	緊急速報メール(NTTドコモ、au、Soft Bank) テレビ(地上デジタル放送の「dボタン」を活用) ラジオ インターネット
避難所の開設状況	市町村ホームページ 防災行政無線、広報車等

作成のポイント!

■誰が、どうやって、何を収集するか(総括・情報班)を決める。

作成の手順

○防災情報の収集方法を決定する。

【留意事項】情報収集について

- ・各種情報については、**普段からパソコンやスマートフォン等の画面上で、いつでも、誰でもアクセスできるようにしておきましょう。**
- ・地上デジタル放送の「dボタン」から、「**防災・生活情報**」を選択し、**気象情報等を確認**できます。
- ・市町村の周知方法については、**事前に各市町村に確認**しておきましょう。

事例集p17

5. 情報収集・伝達  
(2)情報伝達

②防災情報の伝達方法を決定する

- ①「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- ②市町村への連絡先は「〇〇市〇〇課 02\*-\*\*\*-\*\*\*\*」とする。

作成のポイント!

■誰に、どうやって伝達するか(総括・情報班)を決める。

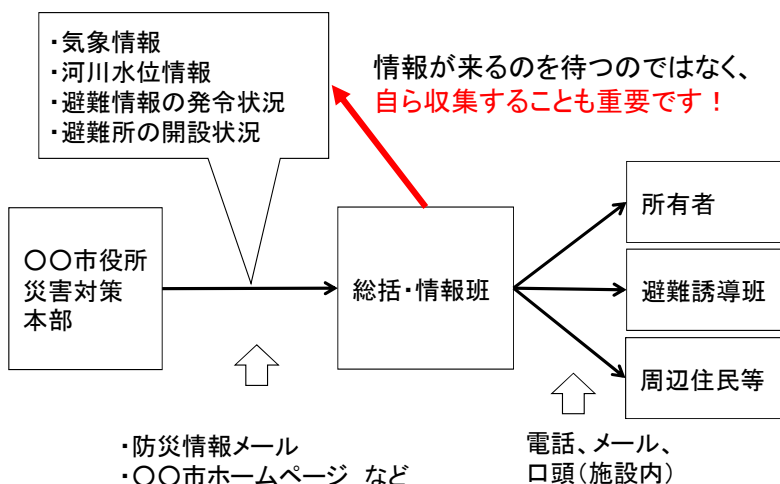
作成の手順

○防災情報の伝達方法を決定する。  
○様式9(緊急連絡網)、様式10(外部機関等への緊急連絡先一覧表)と作成したうえで、情報伝達経路を作成する。

【留意事項】情報伝達について

- ・防災体制の編成と役割等を考慮して情報伝達経路を設定してください。
- ・医療施設における情報伝達において、外来診療を中止する場合、他病院の受診について案内するなど、連携する医療機関とあらかじめ調整を行っておくことが望ましい。

情報伝達系統図



【避難準備・高齢者等避難開始】の伝達文(例文)

※状況により内容は異なります。

〇〇市役所からお知らせします。

〇月〇日、〇時〇分に、今後、〇〇川の水位の上昇が見込まれるため、〇〇川流域に対して、避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。

避難所は、〇〇中学校、〇〇小学校を開設しています。お年寄りの方など、避難に時間のかかる方は、避難してください。また、避難所への避難が困難な場合は、自宅の2階などできる限り高い所への避難をお願いします。

【情報収集・伝達の5本柱】

	記載内容		チェック欄
①だれが	情報伝達班 (〇〇さんと〇〇さんなど)	様式12の情報伝達要員に記載してあるか？	
②どうやって (収集方法)	FAXやメールなど パソコン(インターネット)	様式3の(1)収集する情報及び収集方法に記載してあるか？	
③何を収集する (防災情報)	【避難判断の根拠】 気象情報 洪水予報、河川水位 避難準備・高齢者等避難開始など		
④誰に	施設の管理者、統括管理者など	様式12の管理権限者、代行者が記載されているか？	
⑤どうやって 伝達するか (伝達方法)	館内放送や掲示板など	様式3の(2)情報伝達に記載されているか？	

■施設利用者を安全な避難場所まで避難させるための体制について、決定する。

事例集p18

①避難先、避難経路は避難経路図から調べる

6. 避難誘導  
(1) 避難先  
避難先は指定緊急避難場所とする。(当施設周辺の浸水深は1～2m未満であり、屋内安全確保は危険であるため、立退き避難とする。)

避難場所(1)の元気の泉に避難するが、元気の泉が満員であった場合は避難場所(2)久慈東高等学校に向かう。  
逃げ遅れや、激しい雨が継続するなどして、避難場所(1)まで移動することがかえって危険を及ぼすと判断した場合は、避難場所(3)(4)のいずれかに避難する。(浸水区域外への移動を優先する)

(2) 避難経路  
避難場所までの避難経路については、「P3 避難経路図」のとおりとする。  
避難場所(1)元気の泉への避難経路は避難経路①を使用する。  
日中で、避難経路②が浸水していない場合は、避難経路②を使用する。

②避難先までの移動距離と移動手段は避難経路図をもとに設定する

(3) 避難誘導  
避難先までの移動手段は、以下の通り

	名称	移動距離	移動手段
避難場所(1)	元気の泉	2700m	車両 2～3台
避難場所(2)	久慈東高等学校	3800m	車両 2～3台
避難場所(3)	天神堂公民館	500m	車両 2～3台
避難場所(4)	寺里公民館	1700m	車両 2～3台
屋内安全確保	-	-	-

(指定緊急避難場所)



作成のポイント!

■誰が、誰を、どうやって避難させるか(避難誘導班)を決める。

作成の手順

- ①避難先、避難経路の安全性を再度確認する。
- ②避難先までの移動距離と移動手段は避難経路図をもとに設定する。
- ③様式11(対応別避難誘導方法一覧表)を作成したうえで、必要な車両台数、人数を確保する。

【留意事項】

■移動手段等について

- ・搬送車を手配して移送する必要がある場合、**必要な台数が手配できるか事前の確認**が必要です。
- ・**夜間や大雨等の状況を想定して**移動手段を設定する。
- ・避難誘導にあたっては、独歩、護送(車いす)、担送(寝たきり)など、利用者の移動能力に応じて、搬送具や患者用ライフジャケット等の資器材の活用を含めた検討が必要である。
- ・浸水によりエレベーターが停止すると、自力移動困難者の上階への避難が困難になることから、エレベーターの稼働時間内に避難ができるよう早めの避難準備を行う必要がある。

共通 8.【様式5】避難の確保を図るための施設の整備

■情報収集・伝達時、避難誘導時、避難所等への避難後において、事前に準備しておく資器材等を決定する。

事例集p19

①避難時に必要な資器材を記載する。

作成のポイント!

■利用者の命を守るための備蓄品を決める。

作成の手順

- ①情報収集・伝達時、避難誘導時に必要なもの(案内旗、拡声器など)を整理する。
- ②避難所等への避難後における必要なもの(水、食料、薬など)を整理する。
- ③避難時に活用できる状態にあるか確認する。

【留意事項】医療施設における整備について

- ・上層階に一時避難した場合には、浸水の長期化や孤立によって、水や食料、医療品の補給や体調を崩した場合の処置等に困難を伴うため、必要な物資の備蓄や、市町村防災部局・消防機関等との連絡体制の確保、カルテのバックアップ、最低限必要な照明、医療機器のための自家発電設備等の準備を整えておくなど、留意が必要である。

7. 避難の確保を図るための施設の整備  
情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。  
これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

	備蓄品
情報収集・伝達	テレビ1台、ラジオ2器、タブレット端末1台、ファックス1台、携帯電話1台、乾電池10個
避難誘導	従業員名簿、利用者名簿、案内旗2枚、携帯電話1台、携帯電話用バッテリー1個、懐中電灯2台、乾電池10個
屋内安全確保	水3日分、食料3日分、寝具9人分、ホッカイロ
利用者	おむつ100枚、おしりふき100枚、おやつ30個、血圧計、体温計、パルスオキシメーター
その他	ウェットティッシュ100枚、ゴミ袋50枚、タオル20枚、デスポーザブル手袋、雨具

8. 防災教育及び訓練の実施  
従業員、施設利用者等への防災教育及び訓練は、以下の通り実施する。

■防災に係る研修  
毎年5月に新規採用の従業員を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。毎年5月に全従業員を対象に避難誘導に関する研修を実施する。

■防災訓練  
毎年7月に新規採用の従業員を対象として避難誘導に関する訓練を実施する。毎年7月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。



■ 水害による被害を最小限に抑えるため、従来の行政による水防活動だけではなく、各要配慮者利用施設における水防活動の取り組みも重要となっているため、平成25年7月に水防法の一部が改正され、自衛水防組織の設置が努力義務となっている。

■ 自衛水防組織を設置する場合は様式等をそのまま活用し、情報収集方法、活動組織体制、対策内容、訓練実施計画等を決定する。

事例集p20

9. 自衛水防組織の業務に関する事項

- (1) 別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
  - ① 毎年5月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
  - ② 毎年7月に行う全従業員を対象とした訓練を先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告  
自衛水防組織を組織または変更をした場合は、水防法第15条の3第7項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長に報告するものとする。

①別添、別表1,2を活用し、組織を設置する

②研修及び訓練計画を立てる

③自衛水防組織を設置したことを市町村に報告する

作成の手順

- ①別添、別表1,2 (☛手引き(別冊))を活用し、組織を設置する。
- ②研修及び訓練計画を立てる。
- ③設置したことを市町村へ報告する。

- 自衛水防組織の設置は法律上義務付けられてはいないが、施設利用者の安全を確保するために設置が望ましいと考えられるため、施設の規模や運営状況等を踏まえてご判断してください。なお、設置した場合は市町村への報告が必要となります。
- 自衛消防組織を設置している場合は、それらの情報を活用して、様式に記載してください。また、新たに設置する場合も様式を活用して作成してください。

事例集p25

別添 「自衛水防組織活動要領」

(自衛水防組織の編成)

- 第1条 管理権限者は、洪水時において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。
- 2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。
  - (1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。
  - (2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。
- 3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与するものとする。
- 4 自衛水防組織に、チームを置く。
  - (1) 班は、統括・情報、避難準備、避難誘導、応急処置、及び出発の班を置き、チームリーダーを置く。
  - (2) 各チームの任務は、洪水時の避難確保計画の防災体制一覧表に掲げる任務とする。
  - (3) グループホームひだまり及び受け入れ先避難場所を自衛水防組織の活動拠点とし、各チームのチームリーダーを自衛水防組織の中核として配置する。

②班構成を修正する

①施設名を変更する

(自衛水防組織の運用)

- 第4条 管理権限者は、従業員の勤務体制(シフト)も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。
- 2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在籍する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。
- 3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の装備)

- 第5条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。
  - (1) 自衛水防組織の装備品は、別表1「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。
  - (2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が事務室・物品庫に保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

事例集p26

(自衛水防組織の活動)

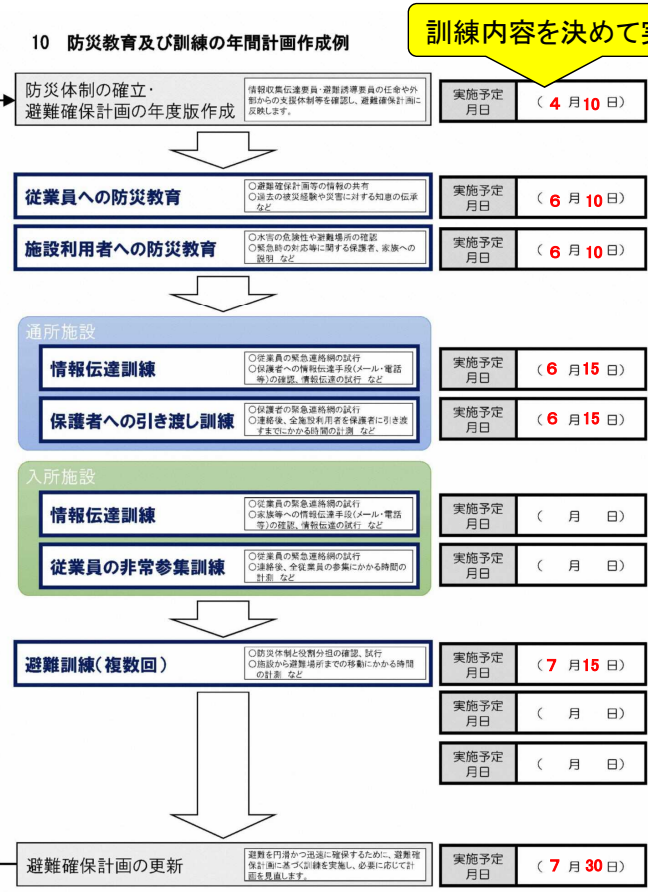
- 第6条 自衛水防組織の各チームは、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

作成の手順

- ①施設名を変更する
- ②班構成を修正する



■避難確保計画の内容について、従業員及び施設利用者間で共有するための防災教育、計画の実行性を高めるための訓練計画を決定する。



作成のポイント！

- ①従業員及び施設利用者への防災教育の日程を決める。
- ②出水期前の防災訓練の実施日を決める。
- ③訓練を踏まえた、計画の更新時期を決める。

訓練方法の例

- (情報伝達訓練の例)  
洪水予報、土砂災害に関する情報をファックス等で受信し、それをもとに関係者に内容を伝達、またその後の防災体制について関係者への伝達を行う訓練
- (避難誘導訓練の例)  
あらかじめ設定された避難場所、避難経路及び誘導方法に基づき、実際に避難行動を行う訓練

防災教育や避難訓練の実施事例の紹介

- 座間市では、平成27年10月4日(日)に市内初となる風水害対応の避難行動訓練を実施しています。
- 座間市では、地震や火災を想定した防災訓練等を実施していますが、そのほかの災害を想定した訓練、特に避難行動の訓練は行われていませんでした。
- そこで、目久尻川沿いに位置する「つつじ野住宅自治会」と連携し、実際に河川の災害を想定した避難行動訓練を行いながら、避難行動の検証を行いました。

- 【訓練内容】
- ・つつじ野住宅集会場から立野台コミュニティセンターへの避難行動
  - ・避難経路の確認
  - ・要支援者の対応方法
  - ・移動経路上の不具合確認
  - ・雨天時の避難経路の状況をイメージ



車いす、リヤカー運行訓練の様子  
出典：座間市HP  
「市内初となる風水害対応の避難行動訓練を実施しました」

風水害防災講座の様子  
(参加者へ配布した講座資料と風水害ハンドブック)  
出典：座間市HP  
「市内初となる風水害対応の避難行動訓練を実施しました」



防災教育や避難訓練の実施事例の紹介

大仙市 ホーム ● 暮らし・手続き ● 市政・まちづくり ● 事業者向け ● 観光文化・花火 ● いざというとき Google カスタム 検索

ふるさとこんにちは

秋田県大仙市公式ブログ



「攻め」と「守り」の防災教育(平和中学校で避難所開設訓練を実施)

Posted on 2017年7月7日 By 神岡地域の広報担当

7月2日(日)、今年も平和中学校で避難所開設訓練が行われました。「攻め」と「守り」の防災教育、この日は「守り」の体験学習です。5回目の実施となる今回も、神岡地域に全戸配布でご案内したところ、40名ほどの住民の方にご協力いただけました。

平成28年度 だいせん防災教育「生き抜く力育成」事業

被災地交流  
避難所開設訓練 2016



中学校と要配慮者利用施設との連携による避難訓練の様子  
出典:大仙市HP

防災教育や避難訓練の実施事例の紹介

● 介護老人ホームによる風水害避難訓練



土のうの作成・積み方の訓練

エレベーター停止を想定した  
利用者の避難誘導訓練

避難訓練の様子

出典:介護老人ホームネムの木スタッフブログ  
(2012.8.3)

● 保育園による風水害避難訓練



遊戯室へ避難

イラストによる  
避難の説明

避難訓練の様子

出典:郡山市認可保育園 笑風にこここ保育園HP  
(2016.7.27)







# 共通 14.【様式9】緊急連絡先、【様式10】外部機関等への緊急連絡先

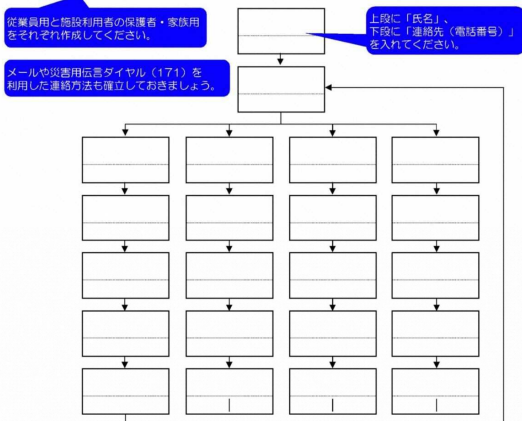
☛ 手引き(別冊)P⑥参照

■従業員及び施設利用者への緊急連絡網、市町村役場や避難誘導等の支援者、医療機関への緊急連絡先を決定する。

### 事例集p23

12 緊急連絡網

様式9



## 作成のポイント!

- 連絡網が途切れていたとしても、確実に連絡できるか連絡網を決定する。例えば、連絡がつかない場合は、次の人に連絡し、後から確認する工夫等を行う。
- 連絡先は定期的に更新する。

## 作成の手順

### 【様式9】

- ①施設管理者から従業員を含めた施設関係者の緊急連絡網を作成する。
- ②施設利用者の保護者や家族への緊急連絡網を作成する。

### 【様式10】

必要な外部機関の連絡先をする作成する。

13 外部機関等への緊急連絡先一覧表

様式10

連絡先	担当部署	担当者氏名	電話番号	連絡可能時間	備考
市町村(防災担当)					
市町村(福祉担当)					
消防署					
警察署					
避難誘導等の支援者					
医療機関					

38

# 共通 15.【様式11】対応別避難誘導方法一覧表

☛ 手引き(別冊)P⑦参照

■施設利用者の避難先、移動手段、担当者等を整理し、避難時の対応内容を決定する。

14 対応別避難誘導方法一覧表

様式11

対応内容	氏名	避難先	移動手段	担当者	備考

## 作成のポイント!

- 誰を、どの避難先に、誰がどうやって避難させるかを整理し、より迅速に避難可能となる誘導方法を決定する。

## 作成の手順

- ①施設利用者ごとに、氏名、避難先、移動手段、担当者、配慮事項(備考欄)の一覧表を作成する。
- ②施設利用者ごとの状況を踏まえ、避難所への移動方法をわかりやすく整理する(一番左の列の情報)

※この一覧表は、施設利用者全員の避難時間をイメージするための重要な様式である。

該当番号を記入

避難場所へ移動

1.単独歩行が可能 2.介助が必要 3.車いすを使用 4.ストレッチャーや担架が必要 5.その他

そのほかの対応

6.自宅に帰宅 7.病院に搬送 8.その他

39

■施設における役割(管理権限者、代行者、情報伝達班、避難誘導班)を決定する。

事例集p24

13. 防災体制一覧表

水防責任者(水防隊長) 【法人理事長】  
水防管理者(副隊長) 【防火管理者・各施設管理者】

	平常時の任務	防災体制確立後の対応
統括・情報チーム 【各管理者及び 総括主任】	(1) 防災情報確認に基づき体制を整える (2) 消防隊、関係機関への事業所の情報提供により指示を仰ぐ	水防隊長の指示により必要な情報を収集・伝達
避難準備チーム (体制確保) 班長 【各施設チーム リーダー】	(1) 統括・情報チームの指示に従って各職員に連絡(事務員と連携) (2) 防災体制確立 町内居住の職員から連絡網による連絡 必要な場合 町内会長・民生児童委員・施設運営推進委員への協力要請を行う (隊長及び副隊長が要請)	(1) 担当区域の点検見回り (2) 被害防止措置をとる (危険度の確認・報告) (3) 危険箇所を確認した場合、副隊長等と連携をとりながら補強等の指示
避難誘導チーム 班長【各施設 介護福祉士の中から 定める】 担当【介護員及び 送迎員(運転手)】	(1) 避難口を開放し、避難経路図に従い、避難誘導にあたる。 (2) 避難誘導は、大声で簡潔に行いパニック防止に全力をあげる。	(1) 防災体制を確立した際の伝達に先立ち、出入口等の配置につく (2) 警戒体制が確立した場合の伝達に伴い避難誘導を行う
応急救護チーム 班長 【各施設看護師 担当 【応急手当普及員】	(1) 応急救護所の設置 (2) 負傷者の応急処置 (3) 救急隊との連携及び情報の提供 (4) 病院への搬送	(1) ご利用者様の体調確認 (2) 健康状態に合わせた対応指示(体調不良者への付き添い) (3) 危険箇所の補強等を行う (4) 避難通路の確保
炊き出しチーム 【栄養士及び調理員】	状況に応じて稼働 (1) 水・食料・燃料の確保(在庫確認)	何時でも稼働できる体制をとる

※本事例は施設独自の様式であり、手引き(別冊)の様式12を活用してください。

作成のポイント!

■責任者がいない場合、担当者が不在の時に  
対応可能な組織を決定する。

作成の手順

- ①各要員の役割に適した担当者を決める
- ②各要員の対応内容を決める。
- ③様式11の利用者と従業員数、移動手段等との「避難誘導方法」の整合を図る。

※役割分担は固定しない。いざという時に人手が足りない場合が多いため、一人何役でもこなせることが重要である。

共通 ■まとめ 計画作成後の継続的な防災行動の重要性

本日の説明会の内容を踏まえ、施設利用者を安全な場所に早めに避難させることができる計画を作成してください。

- 災害は、想定どおりには発生してくれません。
- 様々な被害状況をイメージし、臨機応変に施設で対応できる能力が必要です。
- そのために「計画内容」を知る教育・対策ではなく、計画内容に至る「プロセス」を大切にする教育・対策に重点をおくことが重要です。
- 地域特性をきちんと考慮した教育・対策を繰り返し、継続して訓練を実施することが重要です。

## 【参考】:避難確保計画における事例紹介

項目	計画の実行性を高めるための各施設の取り組み事例
避難所の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市営住宅(アパート)を避難所として利用させてもらう契約を結んでいる(但し、屋上を使用し、部屋は使用しない)。</li> <li>● 自施設では、夜間は上層階避難と決めている。また、避難するのであれば、基本は日中の明るいうちに早めに行動するようにしている。その結果、空振りに終わっても仕方がないと考えている。</li> <li>● 浸水リスクのある場所を通して避難する必要があるため、自施設の3階・4階へ避難することとしている。</li> <li>● 県外から移住して来た方など土地勘のない入居者には、まず地域の説明を行い、自力で避難できるようにしている。</li> </ul>
避難路の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3つに避難ルートを設定している。また、普段から散歩で避難場所に行くようにしている。</li> <li>● 交通手段(車・徒歩)については、職員が実地検証して決定する。避難所まで行って実際に時間を計測している。</li> <li>● 避難所まで利用者と一緒実際に歩いてみたが、意外と遠くて途中で断念するほどだったので、避難先を近い場所に変更した。</li> </ul>
避難のタイミング	<ul style="list-style-type: none"> <li>● Web上で水位観測所の水位やウェザーニュースを定期的に確認しながら、避難のタイミングを計っている。</li> <li>● 自施設の判断に加え、職員の参集等を判断することも必要なため、他の川の水位情報も見るようにしている。</li> <li>● O市やO県からの避難情報がない中でも、施設周辺の状況を判断して独自で避難することを計画に入れている。</li> <li>● 自分の施設だけでなく、職員の自宅が含まれる区域も含めて河川水位情報の動向や、通勤経路の状況等を調べている。</li> <li>● 最近では、携帯に来る災害情報をチェックするようにしている。</li> <li>● どの情報レベルで避難行動を開始するかについて、職員間の知識(トリガー情報)を統一した。</li> </ul>
連絡網の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● グループLINEを作ってほしいという要望もある。一方、スマホではない方もいるため、メーリングリストの作成も必要である。</li> <li>● 利用者更新時に連絡先の更新を行い、役職に関係なく、住所や移動手段から集まれそうな近隣の者から優先順位をつけている。</li> <li>● 夜の連絡先も携帯電話か固定電話のどちらにかければよいか決めている。また、災害優先電話を契約して対応している。</li> <li>● 保育園では、一斉配信メールで保護者に連絡するなどの体制を整えている。</li> </ul>
職員の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 職員が役割分担を混乱しないように、消防計画など他の計画と統一している。また、緊急時の職員の役割分担を決めている。</li> <li>● 施設の食堂を地域に開放するなど、職員が集まらない時にも地域に協力して頂ける体制をつくる取組みを実施している。</li> <li>● 大雨で夜間避難が想定される場合、比較的自宅に近い入居者は家族に連絡して1晩だけ預かってもらい、迎えに来てもらうようお願いする。また、台風時には施設に数人待機するようにしている。</li> <li>● 家族に「岩手の水害の場面に遭遇した場合、実際には避難できない」と打診し、自宅へ連れて帰ってもらうよう交渉した。半数の家族から了承をいただき、その旨を計画書に記載した。計画書には確実に実施できることしか書かない。</li> </ul>

42

## 【参考】:避難確保計画における事例紹介

項目	計画の実行性を高めるための各施設の取り組み事例
避難誘導体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域ぐるみで話し合い、避難所を再分配した方がよいのではないか。「O階以上の建物にはO人収容できるから、△△の方は□□施設に避難する」など、地域で話し合えるとよい。</li> <li>● 防災カードとして、利用者の必要な薬や緊急連絡先を記載し、管理者が管理するとともに、利用者の枕元にも置いている。</li> <li>● 幼稚園は、危険が予想される時には休園もしくは途中で返す(保護者に迎えに来てもらう)ようにしている。小学校と同じ対応。</li> </ul>
備蓄等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 備蓄の食料品の賞味期限を栄養士が管理し、新しいものと入れ替えも兼ねて、避難訓練で食べるようにしている。</li> <li>● 賞味期限のチェックと合わせて、子どもたちに紙芝居を用いて防災の話や賞味期限が近づいた非常食をみんなで食べるようにしている。そうすることで、実際に災害が起きた時に問題がないかを確認することができる。</li> <li>● 災害後に施設に入れなくなることから、施設外に災害倉庫をつくっている。避難先にも備蓄品を確保している。</li> <li>● 避難先では乳児やアレルギーを持つ子ども用の備蓄品が不足していると想定されたため、事前に備蓄品の確保を行っている。</li> <li>● 避難時に混乱しないように、事前に名前や必要な薬等を書いた入居者分のライフジャケットを準備している。</li> </ul>
避難訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の人と一緒に訓練することで地域とのつながりができる。また、高齢者の避難に関するノウハウを提供することもできる。</li> <li>● 近隣で避難訓練を実施しているため、その訓練に参加して合同で実施している。また、避難時間を計測している。</li> <li>● 昼間に施設内の電気を消して夜間の状態をつくり、訓練を実施した。</li> <li>● 回覧板で避難訓練の呼びかけを見つけて、それを機に他施設と連携して避難訓練を実施している。</li> <li>● 地域の防災訓練に参加し、この地域には我々のような施設があることを認知してもらうようにしている。</li> <li>● 職員が2名しかいない夜間を想定した訓練を昼間に実施しているが、昼間の2倍以上の時間がかかる。</li> <li>● 担架を使った避難訓練を年2回実施し、どれくらい時間がかかるか計測している。</li> </ul>
防災教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全員を集めての防災教育は難しいことから、小グループ・少人数制で行っている。少人数であることから、比較的言いたいことが言える、聞ける状況が生まれている。</li> </ul>
地域との連携方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 普段から地域との繋がりが大切である。自分たちだけで防災訓練を実施するのではなく、地域で実施する防災訓練に参加して、周辺地域の人たちと交流し、自分の施設のことをPRしておくことが大切である。</li> <li>● 夏祭り等を企画したり、施設の広間を周辺住民に開放し、住民主体のカフェを開催している。普段から施設に来てもらい、顔見知りになっておくことで、いざという時に地域住民の協力が得られるように努めている。</li> <li>● 地域の連携推進会議を年2回開催している。地域の人との交流を含めて、利用者の家族にも参加してもらう。</li> </ul>

43